

第8回 定時株主総会 招集のご通知



思いを預かる。思いをつなぐ。
東京きらぼしFG

開催
日時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催
場所

きらぼし銀行本店
8階会議室
東京都港区南青山三丁目10番43号

第8回定時株主総会会場は、**きらぼし銀行本店**です。
末尾の「第8回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度導入）
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件



Provided by TAKARA Printing



スマートフォンやタブレット、PCから招集通知を快適にご覧いただけます。議決権行使サイトにもアクセス可能です。

**ご出席者さまへのお土産の提供はいたしておりません。
何とぞご理解をくださいますようお願い申し上げます。**

ごあいさつ

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長
株式会社きらぼし銀行
取締役頭取

渡邊 寿信



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ不透明な中、影響を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者をはじめ感染拡大防止にご尽力いただいている皆さまに、心より感謝申し上げます。

当社グループを取り巻く経営環境は、長引く低金利政策や少子高齢化、国際情勢の緊迫化に加え、異業種参入などの競争激化により劇的に変化しております。

こうした中、当社グループは持続可能なビジネスモデルへと変革すべく「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げ、グループ総合力の強化と経営の効率化を徹底するとともに、2022年1月に開業したデジタルバンク「U | 銀行」などを中心にデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しております。

2021年度は、2021年4月にスタートした中期経営計画における「ビジネス構造の改革」を推進すべく、モデルリスクテイクやコンサルティング営業に取り組み、本業収益は当初計画を上回る結果となりました。

2022年度は、中期経営計画のビジョンに掲げる“お客さまの新しい価値を創造する東京発プラットフォーム”の具現化により、お客さまや地域社会の課題解決に取り組んでまいります。

今後とも当社グループは、総合金融サービスの提供を通じて地域社会の持続的発展に貢献し、地域にとって“なくてはならない存在”を目指して挑戦し続けてまいります。引き続き、皆さまの温かいご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第8回定時株主総会招集のご通知	2	■ 連結計算書類	66
■ インターネット等による 議決権行使のご案内	4	■ 計算書類	69
■ 株主総会参考書類	5	■ 監査報告書	72
■ 事業報告	33	■ 第8回定時株主総会会場のご案内	裏表紙

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目10番43号
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長 渡 邊 壽 信

第8回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆さまの安全を最優先に、本株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、総会当日の様子は、後日、当社ウェブサイトにて、動画でご覧いただけます。

議決権行使につきまして、書面（議決権行使書の郵送）又は電磁的方法（インターネット等）でも行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月21日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月22日（水曜日） 午前10時（受付開始午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行 本店8階会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第8期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度導入） |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件 |

4. 議決権行使についてのご案内



株主総会ご出席による 議決権行使

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
日時

2022年6月22日(水)
午前10時
(受付開始 午前9時)



郵送(書面)による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使
期限

2022年6月21日(火)
午後5時到着分まで



インターネット等による 議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.e-sokai.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使
期限

2022年6月21日(火)
午後5時まで

詳細は次ページを参照ください

(1) 重複行使の取扱い

書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(2) インターネット開示事項について

本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html>) に掲載しておりますので、本招集のご通知の添付書類には掲載しておりません。

なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

以上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎開場時間は午前9時でございます。

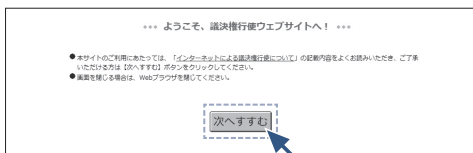
インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://www.e-sokai.jp>

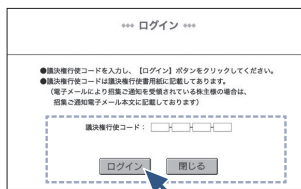


※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2 インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック。 パスワード変更画面がでますので議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックし、パスワードの登録をお願いします。



4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。 ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

スマートフォンからは「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時
(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度導入）

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

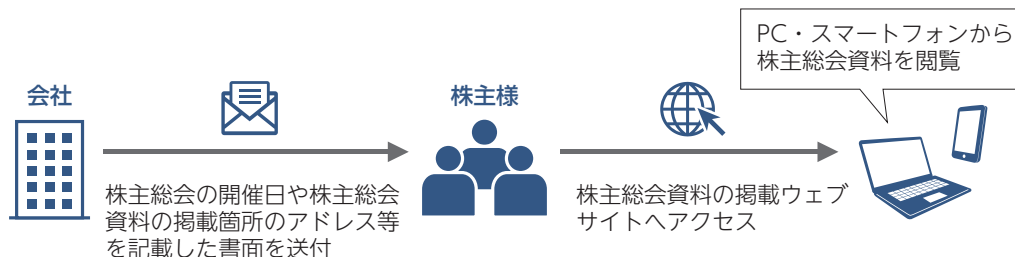
- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

ご参考 電子提供制度について

2022年9月1日に株主総会資料の電子提供制度が施行されます。

電子提供制度とは、株主総会資料※を自社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様に対し当該ウェブサイト等に掲載した旨及び当該ウェブサイトのアドレス等を記載した通知書面をお届けする方法により、株主の皆様に対し株主総会資料を提供することができる制度です。

※株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。



2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会または種類株主総会の日とする株主総会または種類株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会もしくは種類株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役7名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、グループ経営の強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		
1	わた なべ ひさ のぶ 渡邊 壽信	再任 代表取締役社長		
2	つね ひさ ひで のり 常久 秀紀	再任 代表取締役副社長		
3	の べ た さとる 野邊田 覚	再任 代表取締役専務取締役		
4	み うら たけし 三浦 毅	新任		
5	やす だ のぶ ゆき 安田 信幸	再任 取締役		
6	たか はし ゆき 高橋 ゆき	再任 取締役	社外取締役候補者	独立役員
7	にし お しゅう じ 西尾 昇治	再任 取締役	社外取締役候補者	独立役員
8	の むら しゅう や 野村 修也	再任 取締役	社外取締役候補者	独立役員

1 わた なべ 渡邊 ひさ のぶ 壽信

■生年月日：1962年8月16日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 3,906株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社東京都民銀行 入行
- 2011年6月 同行 融資管理部長
- 2012年7月 同行 参与 融資管理部長
- 2013年10月 同行 参与 融資統括部長
- 2014年6月 同行 執行役員 融資統括部長
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー
- 2015年6月 株式会社東京都民銀行 執行役員 日本橋支店長
- 2016年7月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部长
株式会社東京都民銀行 執行役員 営業統括部長
- 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 営業戦略部部长
株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（現職）
- 2020年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役社長
- 2021年4月 同社 代表取締役社長 監査部、デジタル戦略部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門やデジタル戦略部門、営業・融資部門等の業務経験ならびに、当社社長及びきらぼし銀行頭取としての経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

2 つね ひさ ひで のり 常久 秀紀

■生年月日：1963年2月12日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 5,769株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三菱銀行入行
- 1994年11月 同行 シカゴ支店 アシスタント バイスプレジデント
- 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 マネージャー
- 2004年4月 株式会社新銀行東京入行
- 2007年4月 同行 企画グループ 担当部長
- 2008年8月 同行 執行役
- 2009年6月 同行 執行役員
- 2014年6月 同行 取締役執行役員
- 2015年6月 同行 代表取締役社長執行役員
- 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
株式会社きらぼし銀行 専務取締役
- 2021年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
株式会社きらぼし銀行 専務取締役 営業本部長（コーポレート営業本部担当）（現職）
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
- 2022年4月 同社 代表取締役副社長 経営企画部、事業戦略部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの経営企画部門や事業戦略部門等の業務経験ならびに、当社副社長及びきらぼし銀行専務として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

3 のべた 野邊田 さとの 寛

■生年月日：1960年8月24日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 5,118株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社日本興業銀行 入行
- 2002年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長
- 2003年7月 同行 経営企画部次長
- 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長
- 2010年4月 同行 資産監査部長
- 2012年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部长
(株式会社みずほコーポレート銀行より出向)
- 2013年4月 同行 入行 外為営業部部长
- 2014年6月 同行 取締役執行役員 事務統括部部长
- 2016年4月 同行 常務取締役
- 2016年6月 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ 取締役
- 2017年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年6月 同社 常勤監査役
- 2020年6月 同社 代表取締役専務取締役
- 2021年1月 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員
- 2021年6月 同行 取締役専務執行役員 (現職)
- 2022年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役専務取締役
リスク管理部、連携推進部担当 (現職)
(現在に至る)

取締役候補者とする理由

当社グループのリスク管理部や連携推進部門等の業務経験ならびに、当社専務取締役、常勤監査役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

■所有する当社の株式数：普通株式 3,824株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社東京都民銀行 入行
2010年10月 同行 玉川学園支店長
2012年7月 同行 参与 人事部副部長
2013年7月 同行 参与 経営企画部部長
2014年6月 同行 執行役員 経営企画部部長
2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部長
2016年1月 同社 合併準備室部長
2017年6月 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員
2018年5月 株式会社きらぼし銀行 常務取締役
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室 兼 合併準備室部長
2018年7月 同社 システム統合準備室長
2021年6月 株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員（現職）
きらぼしライフデザイン証券株式会社 専務取締役（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの人事部門や広報部門、市場部門等の業務経験ならびに、きらぼし銀行の取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

5 安田 信幸

■生年月日：1964年5月27日生

再任

■所有する当社の株式数：普通株式 1,964株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 八千代信用金庫入庫
- 2010年4月 株式会社八千代銀行 経営企画部長
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ グループ戦略部長
株式会社八千代銀行 経営企画部 東京TYFG担当部長
- 2016年1月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 合併準備室部長
- 2016年4月 株式会社八千代銀行 執行役員 経営企画部 東京TYFG担当部長
- 2017年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部部长 兼 合併準備室部長
株式会社八千代銀行 執行役員 経営企画部長
- 2017年6月 同行 取締役執行役員 経営企画部長
- 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 合併準備室部長
- 2018年7月 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 新宿本店営業部長
- 2018年10月 同行 取締役執行役員 新宿本店営業部長 兼 東新宿支店長 兼 西大久保支店長
- 2020年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部長
株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 経営企画部長
- 2020年6月 同行 取締役常務執行役員 経営企画部長
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役 経営企画部長（現職）
株式会社きらぼし銀行 取締役常務執行役員（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの経営企画部門、営業店の支店長等の業務経験ならびに、当社取締役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

6

たか はし
高橋

ゆき

■生年月日：1969年4月25日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役
- 2009年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 理事
- 2013年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長
- 2016年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長（現職）
- 2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外取締役
- 2018年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長（現職）
- 2018年5月 株式会社東京さらばしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
- 2019年4月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

7 西尾 昇治

再任

社外取締役候補者

独立役員

■生年月日：1952年5月13日生

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年3月 東京商工会議所入所
- 2006年4月 同所 中小企業再生支援部長
- 2009年4月 同所 中小企業部長
- 2010年12月 同所 理事待遇 中小企業部長
- 2012年4月 同所 理事 中小企業部長
- 2013年12月 同所 理事 事務局長
- 2016年6月 同所 常務理事
- 2016年6月 東京フットボールクラブ株式会社 社外監査役
- 2019年5月 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役（現職）
- 2019年6月 株式会社東京さらばしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
- 2020年6月 株式会社東京ビッグサイト 社外取締役
- 2021年4月 東京商工会議所 常任参与（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

東京商工会議所で常務理事、中小企業再生支援部長、中小企業部長を歴任、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

8

の むら しゅう や
野村 修也

■生年月日：1962年4月12日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 西南学院大学法学部 専任講師
- 1992年4月 同大学法学部 助教授
- 1998年4月 中央大学法学部 教授
- 2004年4月 同大学法科大学院 教授（現職）
弁護士登録（第二東京弁護士会）
森・濱田松本法律事務所弁護士（現職）
- 2014年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役
- 2016年6月 同行 社外取締役監査等委員（現職）
- 2021年6月 株式会社東京さらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

大学院の教授としての専門的知識に加え、弁護士としても企業法務に関わっております。また、様々な公職も数多く歴任されており、幅広い見識や豊富な経験を有しております。当社グループでは、同氏の知見を経営全般に活かせるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、東京さくらばしフィナンシャルグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ5年、3年、1年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と、高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引き続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社グループは、野村修也氏に対し2020年10月から2021年6月まで、中期経営計画策定にかかる経営相談を行っており、年間500万円未満の報酬を支払っております。また、当社の子銀行であるさくらばし銀行は、同氏が所属する森・濱田松本法律事務所に対して法律相談を行っており、少額の弁護士報酬を支払っておりますが、同氏への支払と合わせ、年額1,000万円未満であり、これはさくらばし銀行及び森・濱田松本法律事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
8. 高橋ゆき氏、西尾昇治氏及び野村修也氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	つばい 坪井 かつや 克哉	新任
2	うちだ 内田 ひでき 秀樹	新任
3	いなば 稲葉 のぶこ 喜子	再任 監査役 社外監査役候補者 独立役員
4	とうどう 東道 かよ 佳代	再任 監査役 社外監査役候補者 独立役員

1 坪井 克哉

■生年月日：1961年1月23日生

新任

■所有する当社の株式数：普通株式 1,845株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行
- 2005年3月 MBIAジャパン・リミテッド入社 ディレクター
- 2008年10月 アトラディウス信用保険会社 日本支店入社 審査部長
- 2010年2月 ムーディーズ・アナリティックス・ジャパン株式会社入社 ディレクター トレーニングサービス
- 2010年5月 シティバンク銀行株式会社入行 リスク・マネジメント部門 審査部長
- 2012年6月 株式会社新銀行東京入行 審査本部 審査部長
- 2016年1月 同行 執行役員 リスク統括部長 兼 リスク統括部資産査定室長
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ リスク管理部長
株式会社きらぼし銀行 執行役員 リスク管理部長
- 2020年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ リスク管理部長
株式会社きらぼし銀行 リスク管理部長
- 2020年6月 同行 常勤監査役
- 2021年12月 同行 監査役（現職）
株式会社UI銀行 常勤監査役（現職）
（現在に至る）

監査役候補者とする理由

当社グループのリスク部門等の業務経験ならびに、きらぼし銀行常勤監査役及びUI銀行常勤監査役として、幅広い業務知識と豊富な経験を有しております。広い見識を活かすことにより、当社グループの経営の妥当性と適正性を確保し、健全で持続的な成長への貢献が期待できるため、監査役候補者いたしました。

2 内田 秀樹

■生年月日：1962年11月7日生

新任

■所有する当社の株式数：普通株式 1,176株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 八千代信用金庫入庫
- 2013年4月 株式会社八千代銀行 厚木支店長
- 2014年4月 同行 人事部長
- 2017年6月 同行 執行役員 人事部長
- 2018年5月 株式会社きらぼし銀行 執行役員 人事部長
- 2020年4月 同行 執行役員 新宿本店営業部長 兼 東新宿支店長 兼 西大久保支店長
- 2022年4月 同行 顧問（現職）
（現在に至る）

監査役候補者とする理由

きらぼし銀行の人事部門、営業店の支店長等の幅広い業務経験ならびに、豊富な業務知識を有しております。広い見識を活かすことにより、当社グループの経営の妥当性と適正性を確保し、健全で持続的な成長への貢献が期待できるため、監査役候補者といたしました。

3 ^{いな} ^ば ^{のぶ} ^こ 稲葉 喜子

再任

社外監査役候補者

独立役員

■生年月日：1966年9月28日生

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1999年7月 金融監督庁検査部（現金融庁検査局）に転籍
- 2001年7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）に復職
- 2005年10月 稲葉公認会計士事務所開業
- 2007年7月 株式会社P A S（現株式会社はやぶさコンサルティング）設立 同社 代表取締役（現職）
- 2010年11月 はやぶさ監査法人設立 同所 代表社員
- 2014年6月 株式会社八千代銀行 社外監査役
株式会社東和銀行 社外取締役
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役
- 2014年12月 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー（現職）
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役（現職）
- 2019年6月 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役（現職）
- 2021年6月 兼松株式会社 社外監査役（現職）
- 2021年7月 監査法人保森会計事務所 代表社員（現職）
（現在に至る）

社外監査役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門知識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社グループの監査体制に反映していただくため、社外監査役候補者といたしました。

4 東道 佳代

■生年月日：1970年5月4日生

再任

社外監査役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
光和総合法律事務所入所
- 2002年1月 同事務所パートナー（現職）
- 2008年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役
- 2015年6月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役（現職）
- 2017年6月 GMOクリックホールディングス株式会社（現 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社）
社外取締役（現職）
- 2018年5月 株式会社東京さらばしフィナンシャルグループ 社外監査役（現職）
（現在に至る）

社外監査役候補者とする理由

法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、また、弁護士としての専門的な見地から、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っていただくため、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2022年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、東京さばしフィナンシャルグループ役員持株会および従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 稲葉喜子氏、東道佳代氏は、社外監査役候補者であります。
4. 稲葉喜子氏、東道佳代氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。
5. 社外監査役候補者との責任限定契約について
当社と稲葉喜子氏、東道佳代氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外監査役に再任された場合は、引き続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査役候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社の子銀行であるさばし銀行は、東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
8. 稲葉喜子氏、東道佳代氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされており、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

えん どう けん じ
遠藤 賢治

■生年月日：1965年5月5日生

補欠監査役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1998年3月 最高裁判所司法研修所修了
- 1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1999年3月 石原総合法律事務所入所
- 2008年1月 遠藤法律事務所開業
（現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 遠藤賢治氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

以上

【ご参考】 取締役・監査役候補者のスキルマトリックスについて

当社では、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験等を有する者を取締役候補者として選定し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する観点、経営戦略（中期経営計画）達成の観点から、性別・国籍・年齢等の区別なく、様々なバックグラウンドを有する人材を登用することで、取締役会の全体としてのバランス、多様性を確保することとしております。

また、監査役候補者は優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有した者を選定することとしております。

当社グループの中期経営計画を達成する上で取締役会が備えるべき知識・経験・能力としては、社内役員と社外役員では、それぞれ求められるスキルが一部異なるものと考えており、社内役員と社外役員でそれぞれ以下の8項目を設定しております。また、取締役の選任にあたっては、中長期的な経営の方向性や事業戦略に係る重要な意思決定、及び実効性の高い監督を行うため、多様な知見やバックグラウンドを有する人材の組み合わせを考慮することを基本としております。

■社内役員

氏名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	営業・マーケティング	リスク管理・コンプライアンス	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
渡邊 壽信	社長	●	●	●	●	●	●	●	
常久 秀紀	副社長	●	●		●	●	●	●	●
野邊田 覚	専務取締役	●		●	●	●			●
三浦 毅	取締役	●			●	●		●	●
安田 信幸	取締役	●			●				
坪井 克哉	常勤監査役	●		●	●				●
内田 秀樹	監査役	●						●	

■社外役員

氏名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	地域経済・行政	法務	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
高橋 ゆき	社外取締役	●				●		●	
西尾 昇治	社外取締役	●	●				●	●	
野村 修也	社外取締役	●		●	●				
稲葉 喜子	社外監査役	●			●				●
東道 佳代	社外監査役	●		●					

(注) 上記マトリックスは、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考)

1. 取締役・CEO候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続

当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。

(1) 取締役・CEO及び監査役の資格

- ①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
- ②当社及び子銀行のCEOは、取締役の中から、CEOとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。
- ③当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。

(2) 取締役・CEO及び監査役の指名手続

- ①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。
- ②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
- ③当社及び子銀行のCEOは、各社の取締役の中から、CEOの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
- ④当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会において審議の上決定しております。
- ⑤子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会において審議の上決定しております。

(3) 取締役・CEOの解任手続

- ①当社及び子銀行の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果をもとに各社の取締役会で審議の上決定します。

<取締役の解任基準>

- i) 反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合
 - ii) 法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合
 - iii) 職務執行に著しい支障が生じた場合
 - iv) 取締役の資格に定める資質が認められない場合
- ②当社及び子銀行のCEOの解任提案にあたっては、取締役の解任基準を踏まえた上で、原則、「指名・報酬協議会」において検討を行い、各社の取締役会で審議の上決定します。

(4) 候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め

「指名・報酬協議会」が、取締役・CEO候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2. 社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であつたことがないことを要件に加える。
- (2) 社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であつたことがないこと。
- (3) 当社グループの役員等（注2）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかつたこと。
- (2) 当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかつたこと。
- (3) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザー・ファーム）の社員等ではないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

(注1)「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

(注2)「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。

(注3)「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

(注4)「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

以上

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件

1. 提案の理由及び当該変更を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬（現金報酬）」及び「業績連動報酬（株式報酬）」で構成されており、このうち「業績連動報酬（株式報酬）」に係る制度（以下、「本制度」といいます。）は2018年6月28日開催の第4回定時株主総会においてご承認いただき導入したものです。今般、本制度の内容を一部変更いたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで中長期的な業績の拡大と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として導入しているものですが、本制度に基づき取締役に当社株式を交付する時期を退任時から在任時に変更し、さらに、その株式に退任までの間の譲渡制限を付すことにより、更なるインセンティブ効果の向上を図ります。

当社は2018年6月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告51頁から53頁に記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合にも当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は当該方針に沿った報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容となっております。以上より、本議案の内容は相当であると判断しております。

本制度の対象者は、従前のとおり、社外取締役を除く取締役とします。第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合には、本制度の対象となる取締役は5名となります（以下、「取締役」には、社外取締役を含まないものとします。）。

2. 本制度における報酬等の額

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定し金銭を信託する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式（当社の普通株式とします。以下、同様です。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、本総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付けるものとします。なお、本議案において、「退任」とは当社の取締役その他の当社取締役会が定める地位のいずれからでも退任することをいいます。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、2018年6月28日開催の第4回定時株主総会における本制度に関する承認決議（以下、「前回決議」といいます。）に基づき、本制度の対象期間を延長のうえ、本信託の信託期間を2年8カ月延長しております（信託終了予定日2024年4月末日）。当社は、かかる2年8カ月の

期間内に、本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる当社株式の取得資金として、229百万円を上限とする金銭を本信託に追加信託します。なお、当社は、かかる信託期間延長の際に、本議案による変更前の本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に追加信託しておりますが、本信託内の当社株式の数が本制度に基づき取締役に交付する当社株式の数に不足することが見込まれる場合には、かかる上限額の範囲内でさらに追加信託することがあります。

また、前回決議に基づき本信託の受託者が取得済みの株式については、本議案による変更後の本制度に基づき取締役に對して交付されることがあります。

加えて、信託期間の終了時（現在の信託終了予定日は2024年4月末日ですが、以下の手続により信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の終了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下、同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に86百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

なお、本制度を継続しない場合であっても、信託期間の終了時において、変更前の本制度に基づきポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、前回決議と同様に、1事業年度あたり73,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます（ただし、変更前の本制度に基づき本総会以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、前回決議に従って行います。）。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度（上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与の日の同事業年度中）に、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社

株式の交付を受けます。ただし、上記②のとおり、変更前の本制度に基づき本総会以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手続きを行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭を交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役が交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、本総会後の期間における職務執行の対価として上記2. (3) ①により付与されるポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、付与するポイントの対象である職務執行期間の途中で退任した場合等、退任以後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた当社株式（以下、「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

① 取締役が本譲渡制限に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

② 取締役が本譲渡制限期間中に次の i) ないし iv) のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該 i) ないし iv) に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立て

- があった場合
- iii) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - iv) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により取締役の地位から退任した場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の i) 又は ii) のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- i) 取締役において、当社若しくは当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - ii) 取締役において、法令、当社若しくは当社グループの内部規程又は本譲渡制限契約に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
- (3) 組織再編等における取り扱い
- 本譲渡制限期間中に次の i) ないし vi) に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、ii) において当社の株主総会による承認を要さない場合及び vi) においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の i) ないし vi) に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。
- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
 - ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
 - iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
 - iv) 株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
 - v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
 - vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
- (4) その他取締役会で定める事項
- 上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以上

第8期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、持株会社である当社のほか、連結子会社15社及び関連会社（持分法適用関連会社）3社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務、FinTech等の幅広いサービスを提供しております。

【金融経済環境】

わが国経済は、2021年度後半に向け緊急事態宣言が解除され正常化に向かい始めたものの、オミクロン株の流行に加えて、日米金利差の拡大による円安進行や、ロシア・ウクライナ情勢の緊迫化を背景とした資源価格の高騰等、様々なリスク要因により、景気の持ち直しに不透明感が広がりました。

特に宿泊・飲食サービス業等においては、新型コロナウイルス感染の再拡大が繰り返されたことにより、外食、旅行、娯楽関連を中心とした個人消費の減少やインバウンド需要の回復に見込が立たない状態が継続したことから、厳しい状況が続きました。一方で、生産活動は、デジタル化の伸展等を背景とした半導体・電子部品等の需要が拡大するなか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う部品の供給制約が徐々に解消に向かったほか、DXや脱炭素関連投資の拡大を背景とした設備投資も持ち直しの動きがみられました。

先行きについては、新型コロナウイルス感染者数の高止まりや、円安や原油高に伴うインフレ、中国景気の後退等による影響に加え、地政学的リスクの高まり等への注視が必要な状況であるものの、経済活動の正常化は伸展するものと期待されています。

【企業集団の事業の経過及び成果】

こうした環境下、当社グループでは、「金融にも強い総合サービス業」の具現化に向け、2021年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んでおります。中期経営計画では、「お客さまの新しい価値を創造する東京発プラットフォーマーとなる」ことをビジョンに掲げ、DX推進による経営基盤の改革とビジネスモデルの構造改革等に取り組んでまいりました。

(中期経営計画の進捗)

中期経営計画に掲げた2021年度のKGI（財務目標）につきましては、メイン化取引を推進したことや事業性ファイナンスが増加したこと、また、それに伴う法人の役務取引等利益が堅調に推移したことなどから、当期純利益およびROEは計画を上回りました。また、経営の効率化による経費削減等により、さらばし銀行のOHR改善についても計画を上回るなど、概ね目標を達成する結果となりました。

《DXの推進》

FinTechを活用したDXの推進として、2021年11月、きらぼしテックは、デジタルマネー「ララP a y」を搭載したスマートフォン向けキャッシュレス決済アプリ「ララQ」のサービスを開始しました。提携先のコンビニエンスストア等店舗でララP a yをご利用いただけるほか、「前給」サービスからララP a yへのチャージが可能となる連携機能により、「前給」サービスの利便性向上を図りました。

なお、ララQの事業展開にあたり、きらぼしテックと外部企業との協業による取組みやビジネスモデル等が高く評価され、金融イノベーションの取組みを表彰する「Japan Financial Innovation Award 2022」のコラボレーションカテゴリにおいて受賞しました。

2022年1月には、対面・非対面サービスの融合による、対話を軸にした「金融にも強い総合サービス業」の進化を目指し、デジタルバンク「U I 銀行」を開業しました。U I 銀行の、どこでも繋がるスマートフォンの手軽さと、当社グループが培ってきた、どこまでもお客さまに寄り添う細やかな対面コンサルティングサービスの融合により、お客さまの利便性の向上とグループの業務効率化を両立する、これまでにないビジネスモデルにチャレンジしてまいります。

《ビジネス構造改革とグループ連携》

個人のお客さまに対しては、FD（フィデューシャリー・デューティ）を踏まえたお客さま本位の業務運営に取り組む中、2021年9月に、高齢期のお客さまの財産管理等、幅広いニーズにお応えすべく、信託機能を活用した「きらぼし 人生よりそい信託<100年パスポート>」の取扱いを開始したほか、2021年12月には、充実したセカンドライフを資金面からサポートする「リバースモーゲージローン」の取扱いを開始しました。

また、2022年1月に開業したU I 銀行のアプリのご利用方法などをご案内する「デジタルコンシェルジュ」をきらぼし銀行の店舗に配置し、シニア層のデジタルシフトを進めました。体制面の整備としましては、2021年4月に営業本部内に「リテール営業本部」を設置するとともに、FDおよび個人リテール営業全体の推進強化を目的として「リテール推進室」を設置しました。

法人のお客さまに対しては、2021年4月に、メイン化取引推進に係る営業店支援を目的とし「MF部」を設置するとともに、2021年8月に横浜銀行とストラクチャードファイナンス等における業務提携を行い、ストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンス等、さまざまな手法によるご支援や取引のメイン化推進等における体制の強化を図りました。

そのほか、きらぼしキャピタルでは、2021年6月にマイノリティでのエクイティ出資等を行う「KCPエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合」を組成しました。

スタートアップ支援においては、2021年10月に、ベンチャー企業の金融支援及び成長支援を行う専門部署を設置したほか、東京工業大学との産学連携ベンチャーファンド「みらい創造二号投資事業有限責任組合」へ出資を行いました。また、2021年11月には、世界に羽ばたくユニコーン企業の創出を目指し、羽田イノベーションシティ内にインキュベーション施設「KicSpace HANEDA」（キックスペース ハネダ）をオープンしました。

海外展開支援においては、アジア地域を国内の延長線上の重要なマーケットと捉えさまざまな取組みを進める中で、2022年1月にきらぼし銀行において、北京兆泰集団股份有限公司と日中合併で中国北京にコンサルティング現地法人「信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司」を設立しました。

《経営基盤の改革とリソースアロケーション》

当社グループは、川崎市川崎区、幸区、中原区を中心に法人のお客さま向けのご支援に取り組んできた川崎法人営業オフィスを、2021年10月に「支店」に昇格させ「川崎法人営業部」とし、お客さまの課題解決に向けた、より質の高いサービスの提供を行える体制にしました。また、店舗ネットワークの再構築の一環として、湘南エリアでの営業力強化を図るため、2022年8月に藤沢支店を開設することといたしました。

《人材育成と人事制度の改革》

当社グループは、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を「きらぼしフィロソフィー」として策定しています。同時に、「きらぼしフィロソフィー」を実践する職員を「きらぼしびと」と定義し、3つの行動指針（“高い志”を持つひと、「どうしたら出来るのか」を常に考えるひと、結果にコミットし、果敢に挑戦し続けるひと）のもと、付加価値の高いサービスを提供できる人材の育成に努めています。

2021年度は、当社グループの経営理念・経営戦略にコミットする人材育成改革を引き続き進めるとともに、職員一人ひとりが自発的に「個」を高め、ポテンシャルを最大限に発揮するための新人事制度を導入しました。新人事制度では、役割に応じたメリハリのある給与体系を採用するほか、定期昇給を廃止し、賞与インセンティブの拡大を図りました。こうした人材育成改革と新人事制度導入の両輪により市場価値の高い人材を生み出すとともに、シニア人材や中途採用人材の活用、若手職員の抜擢登用を進めました。

そのほか、相模原カスタマーセンターでは、キャリアアップ支援や柔軟な働き方など働きやすい環境づくりへの取組みを進めた結果、マネジメント力やリーダーシップが高く評価され、コンタクトセンター・アワード2021において、地方銀行として初めて「マネジメント・オブ・ザ・イヤー」および「リーダー・オブ・ザ・イヤー」を受賞しました。

《サステナビリティへの取組み》

当社グループは、2019年5月に「東京きらぼしフィナンシャルグループSDGs宣言」を策定、2021年2月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明するなど、気候変動や地球温暖化に配慮した取組みを進めてまいりました。また、2021年11月、更なる地域社会や環境の持続的発展への貢献及び当社グループの中長期的な企業価値向上を目的として、「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」及び「環境方針」を策定しました。

商品・サービスを通じた取組みにおいては、2022年3月、SDGsや脱炭素・カーボンニュートラルに取り組むお客さまを資金面から後押しすべく、サステナブルファイナンスの取扱いを開始しました。また、きらぼしコンサルティングでは、お客さまのSDGsへの取組みにおける優先課題を「見える化」する「きらぼしSDGs評価プログラム」サービスの取扱いを開始するなど、お客さまのサステナビリティをめぐる課題解決のご支援に向けたソリューションの充実・強化を図りました。

更に、スポーツ振興を通じたSDGsへの取組みにおいては、積極的にSDGsを推進するジャパンラグビーリーグワン所属のラグビーチーム「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」のオフィシャルパートナーに加入したほか、ぴあ株式会社が提供する「ぴあスポーツビジネスプログラム」に関するオフィシャルパートナー契約を締結するなど、地域経済と地域社会の持続的な発展への貢献に努めました。

(当社グループの業績)

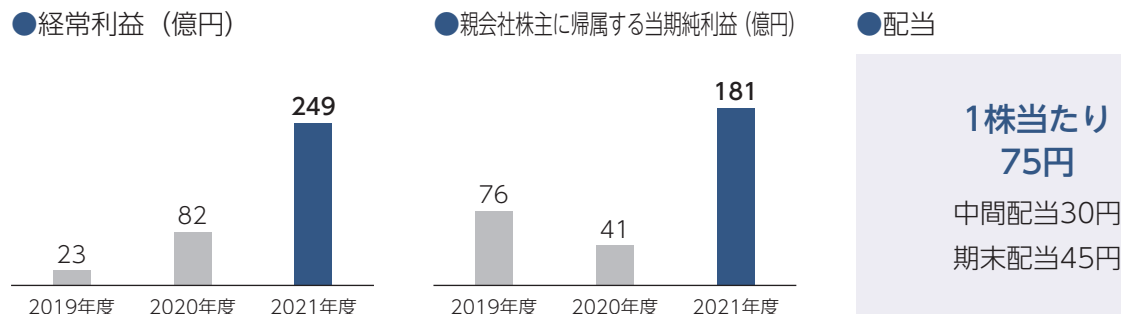
当社グループの連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、前期比167億円増加し249億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比140億円増加の181億円となりました。なお、関連会社の子会社が不動産売却を行ったことに伴い、当期の経常収益に持分法投資利益65億円を計上しております。

当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を実施する方針のもと、当期の利益水準に鑑み、前連結会計年度比1株当たり15円増配し、1株当たり75円（中間配当30円実施済、期末配当45円）の配当を実施することといたしました。

業績の主な増減要因につきましては、以下の主要な子会社である「(きらぼし銀行の業績)」に記載しております。（記載の増減要因のうち、連結子会社からの臨時配当及び連結子会社株式の親会社への譲渡による利益は、グループ間の取引のため当社連結業績には影響ありません。）

当社グループの業績



(きらぼし銀行の業績)

経常利益につきましては、経常収益が前期比116億円増加し937億円に、また経常費用は前期比55億円減少し677億円となった結果、前期比171億円増加し260億円となりました。

その要因につきましては、以下のとおりとなります。

経常収益につきましては、貸出金残高の増加や貸出金利回りの改善等による貸出金利息の増加や、連結子会社からの臨時配当金の受入等により資金運用収益が前期比68億円増加したことに加え、事業性ファイナンス等の法人向け役務収益が堅調に推移し役務取引等収益が前期比25億円増加したほか、連結子会社株式の親会社への譲渡により発生した利益を含む株式売却益が前期比26億円増加したことなどを中心に、前期比116億円の増加となりました。

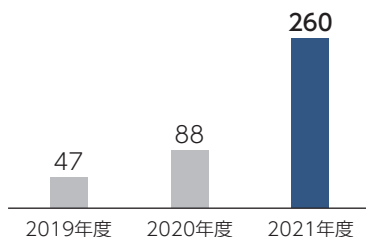
経常費用につきましては、経営の効率化に伴い営業経費が前期比24億円減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染状況やロシア・ウクライナ情勢の影響拡大に備えた貸倒引当金の追加的計上を行う一方、与信管理体制を強化したことにより与信関係費用が前期比20億円減少したことなどを中心に、前期比55億円減少しました。

当期純利益につきましては、前期比136億円増加の184億円となりました。

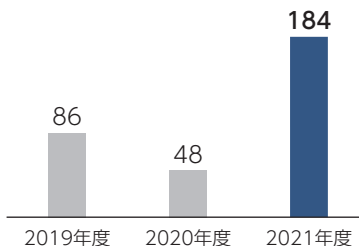
貸出金の期末残高は、中小企業等のお客さまを中心とした取引メイン化の積極的な推進や事業性ファイナンスの増加等により、前期末比4,317億円増加し4兆3,697億円となりました。また、預金の期末残高は、中小企業等のお客さまの手元資金の増加等に伴い法人預金を中心に残高が増加し、前期末比551億円増加し5兆456億円となりました。

きらぼし銀行の業績 (単体)

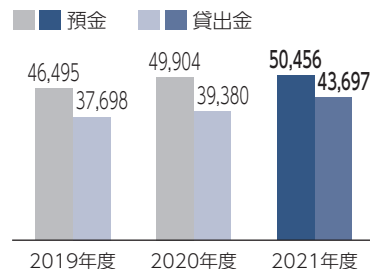
● 経常利益 (億円)



● 当期純利益 (億円)



● 預金・貸出金 (億円)



主要な子会社であるきらぼし銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【きらぼし銀行（単体）業績の主要な項目及び預貸金期末残高】

（単位：百万円）

	2020年度	2021年度	増 減
コ ア 業 務 純 益	16,774	27,270	10,495
与 信 関 係 費 用	8,430	6,373	△2,056
有 価 証 券 関 係 損 益	5,889	4,298	△1,590
経 常 利 益	8,833	26,006	17,172
当 期 純 利 益	4,837	18,484	13,646
(連結)			
経 常 利 益	9,709	30,488	20,779
親会社株主に帰属する当期純利益	5,379	22,651	17,272
	2020年度	2021年度	増 減
貸 出 金	3,938,044	4,369,783	431,738
預 金	4,990,468	5,045,602	55,134

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団の対処すべき課題】

当社グループはこれまで、グループ会社の整備等によりグループ一体で総合金融サービスを提供するための体制を構築するとともに、店舗・人員・システムを中心とした合理化施策により経費削減を進めるなど、経営の効率化を推進してまいりました。

一方、当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化やマイナス金利政策に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることや、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスク等の顕在化などから先行きの不確実性が増すとともに、生活様式や経済活動の変化に直面しております。また、デジタルイゼーションの加速によるお客さまのニーズの多様化やサステナビリティへの意識の高まりを伴って、金融機関に求められる社会的使命も大きな転換期を迎えています。

こうした環境下、当社グループにおいては、ビジネスモデルの構造改革とグループ連携を通じた持続可能な成長モデルの構築が課題であるとともに、グループ統合リスク並びにコンプライアンス管理などガバナンスの強化がこれまで以上に重要になると考えております。

当社グループは、課題に対処するため、以下の項目について取り組んでまいります。

(プラットフォームの構築とビジネスモデルの変革)

金融機関における競争環境が変化する中で、金融サービスに加え、ビジネスマッチング等お客さまの本業に結び付く非金融面でのサービス提供に努めてまいりましたが、法人のお客さま同士が協働できる場を創造するとともに、その先にある個人のお客さまも含めたサービスを提供できるエコシステムを構築することで、お客さまの付加価値を高めることが重要になっております。

そのため、法人のお客さまに対しビジネス機会を今まで以上に提供できるプラットフォームを構築していくとともに、DXを推進し、個人のお客さまがニーズに合致した商品やサービスを体験できるビジネスモデルの構築を進めてまいります。

(DXの推進)

デジタルマネー「ララPay」と、スマートフォンアプリを通じて金融サービスを提供する「U I 銀行」の連携などによる金融ビジネスのデジタル化をはじめ、デジタルを起点とした対面・非対面サービスの融合、金融・非金融サービスのシームレスな提供を実現してまいります。

(個人のお客さまへの取組み)

高齢化が進展する中、きらぼし銀行の預金取引の大半を占めるシニア層との信頼関係を次世代につなげるため、外部機関との連携等により、金融と非金融双方でシニア層のニーズへお応えしてまいります。

富裕層、オーナー層などのお客さまが抱える課題に対し、単なる「商品提案」ではなく、「お客さまのゴールと一緒に目指す提案」によるライフプランサポートを行うFD（フィデューシャリー・デューティ）営業を実践してまいります。

(法人のお客さまへの取組み)

創業から成長期、再生期に至るまでのお客さまの多様な課題にお応えするため、2022年4月より、更なる専門性の高度化を目的として、不動産ノンリコースローン業務等を担う「RF部」やプライベートエクイティファンド等への出資業務等を担う「PE室」、また、新規開拓に特化しファーストコール（FC）の進化を目指す「FCサービス事業部」などを設置し、体制面の強化を図りました。これまでも進めている、従来型の融資取引にとどまらないストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンスをはじめとしたさまざまな形でのご支援に、グループ全体で取り組んでまいります。また、お客さまとのリレーションを深め、取引メイン化を促進するとともに、迅速な対応を図るため、案件検討体制や審査・リスク管理態勢を強化してまいります。

社会的な課題の一つとなっている中小企業の事業承継に対しては、グループ各社の機能を活用し、オーナーさまの意向に沿った解決策の提案を行ってまいります。

(サステナビリティへの取組み)

従来からのメニューによる支援（融資や事業再生・事業承継に対する支援等）に加え、SDGsに掲げられるさまざまな社会的課題の解決を新たな収益事業につなげる創造的な活動に対しても、ESG投資の観点から積極的に支援を行ってまいります。また、お客さまの課題解決手段の多様化のため、外部機関との連携強化に努めてまいります。

更に、グループ会社の連携により、医療機関への事業承継支援、資金繰りの安定化、経営支援コンサルティング等を通じた地域医療の持続的成長および社会的課題の解決に貢献してまいります。

(経営基盤改革とグループ経営資源配分の最適化)

ブランチャイン・ブランチャインによる拠点削減等のコスト削減を進める一方、お客さまのニーズに合わせた拠点の設置、各種合理化・高度化のための前向きな投資を行っており、今後も、店舗・本部の更なる効率化による人員創出、ワークスタイルの変革、DXによる生産性の向上を進めてまいります。

(人材育成と人事制度改革)

「きらぼしフィロソフィー」を実践する「きらぼしびと」の育成に向け、3つの行動指針のもと、希望するキャリアデザインに基づく外部派遣制度等による「自発性」の喚起、高度な専門人材を育成する「研修制度」の充実、気づきと学びの場の提供による「自己研鑽」支援などを通じて、お客さまの課題解決につながる、より専門性の高いプロフェッショナル人材の育成や、職員のエンゲージメントの向上を図ってまいります。あわせて、チャレンジをする人、成果を出した人を評価する新たな企業文化を醸成し、市場価値の高い人材の創出に努めてまいります。

(グループリスク管理)

グループ事業戦略の堅確な達成を下支えするとともに、「経営ビジョン」の達成と「金融にも強い総合サービス業」への発展に資するため、グループ信用リスク・市場リスク等を的確に管理し、適切なリスクテイクを可能とするリスクマネジメント手法の高度化を図ってまいります。また、利便性と安全性の高いサービスを提供するため、価値創造とリスクマネジメントの両面からサイバーセキュリティ対応に取り組んでまいります。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスク等の顕在化による原材料価格の高騰等により、企業収益及び資金繰りへの影響が懸念されます。当社グループは、引続き、きめ細やかな金融支援機能およびコンサルティング機能の発揮により事業支援を図ってまいります。

(コンプライアンス)

コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される地域金融グループとしての社会的責任を果たしていくため、徹底したグループベースでのコンプライアンス管理態勢の構築に努め、リスクオーナーシップの確立など企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築を更に進めてまいります。

(コーポレート・ガバナンス)

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用したうえでグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(外部環境の変化への対応)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスク等の顕在化による原材料価格の高騰等、先行きの不透明感がみられ、地元企業等への影響が懸念されますが、このような緊急事態の時こそ、「地元企業等の資金繰りを安定させる」という社会的使命を果たすことが地域金融グループの存在意義であると改めて強く認識し、中小企業の皆さまの資金繰りや業況の変化に対して、引き続き迅速かつ適切に対応できる支援体制の強化を図ってまいります。更に、中小企業経営のホームドクターの役割を担う地域金融グループとして、適切に金融及びコンサルティング機能を発揮してまいります。

また、職員への対応といたしましては、在宅勤務やモバイルワークの実践等により同一拠点内の同時感染リスクを軽減し、グループ職員の健康に最大限配慮した上で、業務を継続できる態勢を維持しております。

当社は、2021年度にスタートした中期経営計画（計画期間3年）に基づき、当社グループの中核企業であるきらぼし銀行や2022年1月に開業した「U1銀行」等、グループ会社が一体となり、東京発プラットフォームとして金融・非金融サービスを提供し、その結果として、トップライン収益の向上並びにOHRやROE等経営指標の改善を図ることで、皆さま方のご期待に応えてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	78,777	94,031	93,352	108,348
経常利益	3,480	2,347	8,224	24,943
親会社株主に帰属する当期純利益	4,914	7,657	4,161	18,183
包括利益	4,408	3,571	17,616	10,603
純資産額	293,124	294,462	310,880	319,312
総資産	5,373,212	5,501,145	5,921,945	6,443,807

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年度より八千代銀行を存続会社、東京都民銀行及び新銀行東京を消滅会社とする、3行による吸収合併を行い、八千代銀行の商号をきらぼし銀行へ変更しております。また、当社が100%出資するきらぼしキャピタル株式会社を設立し、新たに当社の連結子会社としております。
3. 2019年度より、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社について連結子会社にするとともに持分比率を100%に引き上げました。また、きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース株式会社及びきらぼしシステム株式会社、きらぼしJCB株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。また、ベトナム・ホーチミンにきらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立しました。また、当社が100%出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、その後「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、2020年8月に開業いたしました。
4. 2020年度より、当社が100%出資する株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社を設立し、その後「株式会社UI銀行」に商号変更の上、2022年1月に開業いたしました。また、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は、種類株式の引受けにより、株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーを持分法適用関連会社としております。
5. 2021年4月にきらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしビジネスサービス株式会社は、株式会社きらぼしクレジットサービスを吸収合併いたしました。また、同行の連結子会社であるきらぼしサービス株式会社は、同社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、「きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社」に商号変更の上、当社の連結子会社となりました。
6. 2022年3月30日付けで、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社は第三者割当増資を実施し、同行の議決権の所有割合は100%から95%になりました。また、同年3月31日付けで当社は、きらぼし銀行が保有するきらぼしテック株式会社の全株式を取得し、当社の連結子会社としました。
7. 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーにおいて、その子会社が財務戦略の一環として不動産の売却を実施し、当該売却益を原資に株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーに対して期末配当を実施しました。2021年度の経常収益には当該配当を主因とした、持分法による投資利益6,520百万円を含んでおります。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業収益	3,110	6,190	3,892	3,494
受取配当金	2,118	5,121	2,591	2,131
銀行業を営む子会社	2,118	5,121	2,580	2,120
その他の子会社	—	—	10	10
当期純利益	2,149	5,225	2,689	2,135
1株当たり当期純利益	円 銭 62 70	円 銭 164 16	円 銭 80 42	円 銭 62 10
総資産	195,961	199,169	200,350	209,942
銀行業を営む子会社株式等	193,474	191,861	191,861	196,851
その他の子会社株式等	269	4,882	5,332	10,592

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2021年度に株式会社UI銀行の増資4,550百万円を引き受けたこと等により、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。また、きらぼし銀行が保有するきらぼしテック株式会社の全株式を5,699百万円で取得したこと等により、その他の子会社株式等が増加しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他
使用人数	2,475人	278人

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

① きらぼし銀行

				当年度末	
東	京	都		124店 (うち出張所 8)	
神	奈	川	県	37	(2)
埼	玉	県		3	(—)
千	葉	県		1	(—)
合 計				165	(10)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を40ヵ所、京王電鉄駅構内のATMを13駅に設置しております。
 2. ブランチ・イン・ブランチ (店舗内店舗) 方式での拠点集約による営業拠点数は117拠点です。

② UI銀行

本社（東京都港区）

（注）2021年12月1日付で、当社連結子会社である株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社は、「株式会社UI銀行」に商号変更しております。

□ その他の事業

会社名	主要な営業所等
当社	本社（東京都港区）
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	本社（東京都港区）
東京きらぼしリース株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都港区）
きらぼしJCB株式会社	本社（東京都台東区）
きらぼしキャピタル株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしライフデザイン証券株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
きらぼし信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
八千代信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
綺羅商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国・上海市）
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社（ベトナム・ホーチミン市）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー	本社（東京都渋谷区）
信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司	本社（中国・北京市）

- （注）1. 2021年4月1日付で、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしビジネスサービス株式会社は、株式会社きらぼしクレジットサービスを吸収合併いたしました。また、同行の連結子会社であるきらぼしサービス株式会社は、同社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、「きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社」に商号変更しております。
2. 2022年1月25日付で、きらぼし銀行は北京兆泰集团股份有限公司と日中合併でコンサルティング現地法人「信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司」を設立、同社は新たに当社の持分法適用会社となっております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	6,377	411	6,789

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社きらぼし銀行	ソフトウェア	1,742
		業務用端末	200
	株式会社UI銀行	ソフトウェア	606
その他	きらぼしテック株式会社	ソフトウェア	290

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ 重要な設備の除却等

該当ありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社 きらぼし銀行	東京都港区 南青山3-10-43	銀行業	百万円 43,734	% 100.00
株式会社UI銀行	東京都港区 南青山3-10-43	銀行業	百万円 2,725	% 100.00
きらぼしビジネス オフィスサービス株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	給与計算等バックオフィス業務	百万円 10	% 100.00
東京きらぼしリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	総合リース業	百万円 305	% 100.00
きらぼしシステム 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	コンピューター関連サービス業	百万円 20	% 100.00
株式会社きらぼし コンサルティング	東京都港区 南青山3-10-43	企業経営に関する総合コンサルティング の業務、セミナー、講演会の開催	百万円 50	% 100.00

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
きらぼしJCB 株式会社	東京都台東区 東上野1-7-15	クレジットカード業務	百万円 30	% 100.00
きらぼしキャピタル 株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	投資事業組合（ファンド）の組成・運営 等に関する業務	百万円 75	% 100.00
きらぼしライフデザイン 証券株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	証券業	百万円 3,000	% 100.00
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山3-10-43	フィンテックを活用したサービスの開発 と提供	百万円 850	% 95.00
きらぼし信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 760	% (100.00)
八千代信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 342	% (100.00)
きらぼしビジネス サービス株式会社	東京都北区 滝野川3-1-1	メール、回金、事務集中業務、広告宣伝 用品等の調達・管理業務	百万円 10	% (100.00)
綺羅商務諮詢 (上海)有限公司 (Kiraboshi Business Consulting Shanghai Co., Ltd.)	中国上海市黄浦区 淮海中路918号 久事復興大廈 24-C1室	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	Unit 6A, Level 6, Saigon Centre Tower 1, 65 Le Loi Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (26百万円)	% (100.00)
スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 3-1-1	投資信託委託業務	百万円 300	% 15.00
株式会社きらぼし インシュアランス エージェンシー	東京都渋谷区宇田川 町33-7	保険代理店業務	百万円 2,530	% (37.03)
信銘冠嘉商務諮詢 (北京)有限公司 (StarBridge business consulting (Beijing) Co., Ltd.)	中国北京市大興区 金盛大街2号院 5号楼1階101-32	コンサルティング業務	中国元 100万 (19百万円)	% (39.00)

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の()欄は、間接議決権比率であります。
3. 綺羅商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
5. 2021年4月1日付で、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしビジネスサービス株式会社は、株式会社きらぼしクレジットサービスを吸収合併いたしました。また、同行の連結子会社であるきらぼしサービス株式会社は、同社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、「きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社」に商号変更の上、当社の連結子会社となっております。
6. 2021年12月1日付で、当社連結子会社である株式会社きらぼしデジタルバンク設立準備会社は、「株式会社UI銀行」に商号変更しております。
7. 2022年1月25日付で、きらぼし銀行は北京兆泰集团股份有限公司と日中合併でコンサルティング現地法人「信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司」を設立、同社は新たに当社の持分法適用会社となっております。同社の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
8. 2022年3月31日付で、当社は、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社の株式を取得し、同社は当社の連結子会社となっております。
9. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社ならびに株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーは、当社の持分法適用関連会社であります。
10. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載していません。

重要な業務提携の概況

きらぼし銀行は、横浜銀行との間で「業務提携に関する基本合意書」（東京・神奈川ソリューションコネクト）を締結し、法人部門や事務部門において連携を行っております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
三井住友信託銀行株式会社	5,700百万円	2,290千株	7.69%
株式会社きらぼし銀行	4,550百万円	一千株	—%

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. きらぼし銀行は、当社の完全子会社であります。
5. 三井住友信託銀行株式会社からの借入は、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社の株式を取得するための原資として行った借入です。
6. きらぼし銀行からの借入は、株式会社UI銀行の開業資金に充当するために行った借入です。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の場合

(2021年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡邊 壽信	代表取締役社長 監査部 デジタル戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
常久 秀紀	代表取締役副社長 経営企画部 事業戦略部 連携推進部 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役 (代表取締役)	
野邊田 覚	代表取締役専務取締役 リスク管理部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役 専務執行役員	
安田 信幸	取締役 経営企画部長	株式会社きらぼし銀行 取締役 常務執行役員	
高橋 ゆき	取締役 (社外取締役)	株式会社バアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長	
西尾 昇治	取締役 (社外取締役)	東京商工会議所 常任参与 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役	
野村 修也	取締役 (社外取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役監査等委員	
香西 由起夫	常勤監査役		
奈良田 徹	常勤監査役		
稲葉 喜子	監査役 (社外監査役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 監査法人保森会計事務所 代表社員	
東道 佳代	監査役 (社外監査役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役高橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、取締役野村修也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、取締役野村修也氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 2021年6月29日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長味岡桂三氏、代表取締役副社長北川嘉一氏、社外取締役三浦隆治氏が任期満了により退任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	当社からの報酬等の総額	当社の子会社からの報酬等の総額						
			固定報酬	業績連動報酬		固定報酬	業績連動報酬		
				現金報酬	株式報酬		現金報酬	株式報酬	
取締役	10名	124	81	18	24	139	72	32	34
監査役	4名	49	49	—	—	—	—	—	—
計	14名	173	130	18	24	139	72	32	34

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の取締役が、当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役及び監査役を兼職中に、同行から当社取締役及び監査役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等の総額」の欄に記載しております。
3. 業績連動報酬には、当期の費用計上額を記載しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記支給人数には、2021年6月29日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった取締役3名を含んでおります。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

① 報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬としての「固定報酬」（月額報酬）と、「業績連動報酬」として中期経営計画の短期的な目標計数等に連動する「現金報酬」と中期経営計画の中長期的な目標計数等に連動する「株式報酬」から構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位に応じて30%～35%を目安としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

また、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動報酬の対象としておりません。

② 業績連動報酬（短期業績：現金報酬）

業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に定めた額を基準とし、業績目標の達成度合いに応じて乗率を決定の上、支給額を算定し、毎年一定の時期に支給する方針としております。

業績に連動する指標は、従来、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①ファーストコール先（※）、②コア業務純益としておりました。業績に連動する指標としてファーストコール先を選定した理由は、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまから「ファーストコール」をいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる営業体制を目指すという当社経営戦略を実行すべく、中期経営計画においてファーストコール先の目標を設定していたためです。また、コア業務純益を選定した理由は、当社の経営課題である収益力強化を図るべく、当該中期経営計画の目標計数としてきらぼし銀行のコア業務純益を設定していたためです。

2021年度からの新中期経営計画の策定に伴い定めた、新たな業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①コア業務純益、当社の②当期純利益であります。業績に連動する指標として当社の当期純利益を選定した理由は、役務収益の増強やコスト効率化を図るべく、新中期経営計画の目標計数として設定したためです。

（※）ファーストコール先とは、中期経営計画のKPIであり、対話を通して、課題を共有し、本業支援やライプランに関する課題解決に向けた提案を行った先のことです。

当事業年度中に支給された2020年度に係る短期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
ファーストコール先	7,000件	17,310件
コア業務純益	147.6億円	167.7億円

③ 業績連動報酬（中長期業績：株式報酬）

非金銭報酬として、株式交付信託を利用した株式報酬制度を導入しており、役位別に定めた基礎金額及び本制度で用いる信託の保有する当社株式1株当りの帳簿価格を基に、業績目標の達成度合いに応じて乗率を決定の上、付与ポイント数を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、付与ポイント数を決定しております。

業績に連動する指標は、従来、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行のOHR（コア業務粗利益ベース）としておりました。業績に連動する指標としてOHRを選定した理由は、当社の経営課題である高コスト体質の改善を図るべく、中期経営計画の目標計数としてきらぼし銀行のOHRを設定していたためです。

2021年度からの新中期経営計画の策定に伴い定めた、新たな業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るさらばし銀行の①OHR、当社の②ROEであります。業績に連動する指標として当社のROEを選定した理由は、経営の効率性の向上を図るべく、新中期経営計画の目標計数として設定したためです。

なお、取締役が累積したポイント数に相当する当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

当事業年度中にポイント付与された2020年度に係る中長期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
OHR (コア業務粗利益ベース) (経費÷コア業務粗利益)	77.43%	75.76%

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第1回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。また、上記取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、2018年6月28日開催の第4回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額は、3事業年度を対象として合計258百万円とすること、及び、株式報酬のために当社が金銭を拠出することにより設定する信託の信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に86百万円を乗じた金額を上限とすることが決議されております。第4回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能し、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、「役員報酬ポリシー」（取締役の報酬を決定するに当たっての方針）を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。また、「役員報酬ポリシー」を踏まえた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針として「取締役報酬規程」「株式交付規程」を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。

「役員報酬ポリシー」「取締役報酬規程」「株式交付規程」を決議するに当たっては、当社社外取締役2名を含む取締役3名にて構成し、委員長は社外取締役が務めている「指名・報酬協議会」での協議を経て、検討結果を基に当社の取締役会で決定しております。「指名・報酬協議会」は、ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及びきらぼし銀行の取締役報酬額の検討を行うことを目的に設置しております。

② 決定方針の内容の概要

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方に基づき、迅速・果断な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）・委任契約を締結している執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬としての固定報酬（月額報酬）に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬（毎年1回支給予定）とを組み合わせた報酬としています。取締役の各報酬の報酬総額に対する割合は、役位に応じて、月額報酬を65～70%、株式報酬を15～20%、短期業績に連動する現金報酬を15%とすることを目安としております。

中期経営計画は、当社の中長期的なビジョンを掲げたものです。当社グループでは従来以上に人材育成に注力し、一人ひとりが創意工夫により人間性を高め、お客さまとの対話を出来る体制を整備してまいります。

中期経営計画は、当社グループの経営理念、経営方針をもとに、「対話力」を高めお客さまを深く理解することで課題を共有し、課題解決に向けた提案を行い、お客さまからの信頼を得て最初にご相談いただける銀行を目指すことを一番に考えて策定しております。

このため当社グループでは、社員一人ひとりが積極果敢に考動出来るよう従来以上に人材育成に努め、お客さまとの「対話力」を高め、グループ一丸となってお客さまの心に残るサービスを提供してまいります。

業績に連動する指標には、中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが中期経営計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針としての「取締役報酬規程」「株式交付規程」において、月額報酬は、役位別ならびに役員の等級別に基準額を定めております。業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に基準額を定め、業績に連動する指標を用いて乗率を決定のうえ支給額を算定し、取締役会において決定することとしております。業績連動報酬（株式報酬）は、役位別に基礎ポイントを定め、基礎ポイントに業績連動係数を乗じて算出される付与ポイントに応じて当社株式を取締役退任時に交付することとしております。

- ③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨を答申しておりますが、取締役会としても、かかる検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高橋ゆき (社外取締役) 西尾昇治 (社外取締役) 野村修也 (社外取締役) 稲葉喜子 (社外監査役) 東道佳代 (社外監査役)	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
下記会社の取締役及び監査役 当社 株式会社きらぼし銀行 東京きらぼしリース株式会社 きらぼしシステム株式会社 株式会社きらぼしコンサルティング きらぼしJCB株式会社 きらぼしキャピタル株式会社 きらぼしライフデザイン証券株式会社 株式会社UI銀行 きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(注) 2022年4月に被保険者の範囲に、きらぼしテック株式会社を追加しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
高橋 ゆき (取締役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長
西尾 昇 治 (取締役)	東京商工会議所 常任参与 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役
野村 修 也 (取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役監査等委員
稲葉 喜 子 (監査役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 監査法人保森会計事務所 代表社員
東道 佳 代 (監査役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社グループは、野村修也氏に対し2020年10月から2021年6月まで、中期経営計画策定にかかる経営相談を行っており、年間500万円未満の報酬を支払っております。また、当社の子銀行であるきらぼし銀行は、同氏が所属する森・濱田松本法律事務所に対して法律相談を行っており、少額の弁護士報酬を支払っておりますが、同氏への支払と合わせ、年額1,000万円未満であり、これはきらぼし銀行及び森・濱田松本法律事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
2. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
3. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所にも所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
4. その他の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高橋 ゆき (取締役)	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回全てに出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や当社グループの商品・サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
西尾 昇 治 (取締役)	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回全てに出席	取締役会において、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する豊富な経験から、審議に必要な発言や当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
野村 修 也 (取締役)	9ヶ月	取締役選任後に開催の 取締役会14回のうち13回 出席	取締役会において、大学院の教授としての専門知識に加え、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言や当社のコーポレート・ガバナンスの向上に資する提言を行っております。
稲葉 喜子 (監査役)	7年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回のうち15回出席、 監査役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており幅広い見識を当社グループの監査体制に反映しております。
東道 佳代 (監査役)	7年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会 17回全てに出席、 監査役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	40	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第1回第一種優先株式	5,000千株
	第2回第一種優先株式	5,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
発行済株式の総数	普通株式	30,650千株
	第1回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株
		(自己株式197千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	29,079名
第1回第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名

(3) 大株主 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,592 千株	11.79 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,588	8.50
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.52
東京都	1,197	3.93
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	1,179	3.87
株式会社マースグループホールディングス	590	1.93
アーク証券株式会社	565	1.85
株式会社みずほ銀行	509	1.67
フクダ電子株式会社	354	1.16
JP MORGAN CHASE BANK 385781	332	1.09

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1回第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	750 千株	100.00 %

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

(4) 役員保有株式

当社が、事業年度中に、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として交付した株式については、次のとおりであります。

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（社外取締役を除く）	1名	普通株式 7,400株

5 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株 当たり)	行使期間
第1回 新株予約権	2015年 8月3日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	1円	2015年8月3日から 2045年8月2日まで
第2回 新株予約権	2016年 8月1日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	1円	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
第3回 新株予約権	2017年 8月1日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	1円	2017年8月1日から 2047年7月31日まで

(1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第1回新株予約権	一個	普通株式 一株	一名	一個
第2回新株予約権	11個	普通株式 1,100株	1名	11個
第3回新株予約権	23個	普通株式 2,300株	3名	23個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 小澤 裕 治 指定有限責任社員 業務執行社員 窪 寺 信	16	当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画等について関連部署からヒアリング等を行い、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、154百万円であります。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制の評価見直しに係るサポート業務についての対価を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等
該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきまして、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
 - (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
 - (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
 - (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。

- (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないように利益相反を管理する体制を整備する。
- (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
 - (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
 - (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
 - (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
 - (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
 - (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
 - (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、

グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ会社経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

- (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うと共に、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
 - (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
 - (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
 - (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
 - (7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。
7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができ

る。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

- (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
 - (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに関する体制

- ・当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。
- ・当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。2021年度はコンプライアンス委員会を11回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。
- ・当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。

3. リスク管理体制

- ・当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を行っています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。2021年度は、リスク管理委員会を36回開催し、サイバーセキュリティ対応やKRI（重要リスク指標）導入後の状況をリスク管理委員会等で審議しました。また危機発生時に備え業務継続に関わる訓練を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重

要な事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。2021年度は、取締役会を17回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレート・ガバナンス態勢等について、適切な審議を行いました。

- ・また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。2021年度は、経営会議を53回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社では、グループ会社経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。
 - ・グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。
 - ・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を行っています。
 - ・当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、業務執行部門から独立した監査役室を設置すると共に、監査役室に所属する専任の使用人（以下「補助者」という）が監査役の職務を補助しています。
 - ・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。
 - ・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。
 - ・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。
 - ・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席すると共に、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役、他取締役（社外取締役含む）、及び子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお、監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し、情報の提供及び報告を受けています。

9 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山 三丁目10番43号	191,851 百万円	209,942 百万円

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある場合における当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、中期経営計画（2021年4月～）において掲げる、利益と純資産の水準に見合う株主還元水準の目標は「総還元性向20～30%」としております。

連結計算書類

第8期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	844,418	預金	5,157,583
コールローン及び買入手形	6,095	譲渡性預金	9,500
買入金銭債権	70,029	コールマネー及び売渡手形	117,525
商品有価証券	777	債券貸借取引受入担保金	302,567
金銭の信託	1,739	借入金	463,903
有価証券	1,012,755	外国為替	655
貸出金	4,346,138	社債	3,800
外国為替	6,860	その他負債	60,044
リース債権及びリース投資資産	22,198	賞与引当金	1,605
その他資産	65,135	役員賞与引当金	114
有形固定資産	55,636	株式報酬引当金	217
建物	15,831	退職給付に係る負債	56
土地	33,192	役員退職慰労引当金	7
リース資産	1,940	ポイント引当金	51
建設仮勘定	71	利息返還損失引当金	3
その他の有形固定資産	4,601	睡眠預金払戻損失引当金	370
無形固定資産	7,918	偶発損失引当金	757
ソフトウェア	7,068	特別法上の引当金	0
リース資産	205	繰延税金負債	106
その他の無形固定資産	643	支払承諾	5,623
退職給付に係る資産	28,952	負 債 の 部 合 計	6,124,495
繰延税金資産	4,769	(純 資 産 の 部)	
支払承諾見返	5,623	資本金	27,500
貸倒引当金	△35,240	資本剰余金	150,966
		利益剰余金	133,470
		自己株式	△966
		株主資本合計	310,969
		その他有価証券評価差額金	4,186
		繰延ヘッジ損益	675
		土地再評価差額金	△242
		為替換算調整勘定	24
		退職給付に係る調整累計額	3,676
		その他の包括利益累計額合計	8,320
		新株予約権	13
		非支配株主持分	8
		純 資 産 の 部 合 計	319,312
資 産 の 部 合 計	6,443,807	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,443,807

第8期(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		108,348
資金運用収益	63,124	
貸出金利息	49,877	
有価証券利息配当金	11,516	
コールローン利息及び買入手形利息	12	
預け金利息	1,189	
その他の受入利息	528	
信託報酬	328	
役務取引等収益	18,681	
その他業務収益	2,388	
その他経常収益	23,825	
償却債権取立益	46	
その他の経常収益	23,779	
経常費用		83,404
資金調達費用	1,176	
預金利息	844	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	33	
債券貸借取引支払利息	231	
借入金利息	37	
社債利息	14	
その他の支払利息	12	
役務取引等費用	3,403	
その他業務費用	860	
営業経費	56,192	
その他経常費用	21,771	
貸倒引当金繰入額	6,119	
その他の経常費用	15,651	
経常利益		24,943
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		172
固定資産処分損	172	
税金等調整前当期純利益		24,771
法人税、住民税及び事業税	4,865	
法人税等調整額	1,722	
法人税等合計		6,588
当期純利益		18,183
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		18,183

第8期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	27,500	150,677	117,514	△742	294,949
会計方針の変更による累積的影響額			△151		△151
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,500	150,677	117,363	△742	294,798
当期変動額					
剰余金の配当			△2,076		△2,076
親会社株主に帰属する当期純利益			18,183		18,183
自己株式の取得				△280	△280
自己株式の処分		△2		56	53
連結子会社の増資による持分の増減		291			291
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	288	16,106	△223	16,171
当期末残高	27,500	150,966	133,470	△966	310,969

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	13,078	189	△242	11	2,863	15,900	30	—	310,880
会計方針の変更による累積的影響額									△151
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,078	189	△242	11	2,863	15,900	30	—	310,729
当期変動額									
剰余金の配当									△2,076
親会社株主に帰属する当期純利益									18,183
自己株式の取得									△280
自己株式の処分									53
連結子会社の増資による持分の増減									291
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△8,891	485	—	12	813	△7,580	△17	8	△7,588
当期変動額合計	△8,891	485	—	12	813	△7,580	△17	8	8,583
当期末残高	4,186	675	△242	24	3,676	8,320	13	8	319,312

計算書類

第8期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	2,474	【流動負債】	10,428
現金及び預金	2,004	短期借入金	10,250
未収入金	15	未払金	14
前払費用	23	未払費用	13
未収還付法人税等	420	未払配当金	57
仮払金	9	未払法人税等	10
預け金	0	預り金	10
		仮受金	0
【固定資産】	207,468	賞与引当金	48
【投資その他の資産】	207,468	役員賞与引当金	22
関係会社株式	207,444	【固定負債】	44
繰延税金資産	24	株式報酬引当金	44
		負債の部合計	10,472
		(純資産の部)	
		【株主資本】	199,457
		資本金	27,500
		資本剰余金	166,471
		資本準備金	56,219
		その他資本剰余金	110,251
		利益剰余金	6,452
		その他利益剰余金	6,452
		繰越利益剰余金	6,452
		自己株式	△966
		【新株予約権】	13
		新株予約権	13
		純資産の部合計	199,470
資産の部合計	209,942	負債及び純資産の部合計	209,942

第8期(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	3,494
関係会社受取配当金	2,131
関係会社受入手数料	1,362
営業費用	1,333
販売費及び一般管理費	1,333
営業利益	2,160
営業外収益	11
受取利息	0
雑収入	11
営業外費用	5
支払利息	5
雑損失	0
経常利益	2,165
税引前当期純利益	2,165
法人税、住民税及び事業税	24
法人税等調整額	6
法人税等合計	30
当期純利益	2,135

第8期(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,254	166,473
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△2	△2
当期末残高	27,500	56,219	110,251	166,471

(単位：百万円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益 剰 余 金					
当期首残高	6,393	6,393	△742	199,624	30	199,655
当期変動額						
剰余金の配当	△2,076	△2,076		△2,076		△2,076
当期純利益	2,135	2,135		2,135		2,135
自己株式の取得			△280	△280		△280
自己株式の処分			56	53		53
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△17	△17
当期変動額合計	59	59	△224	△167	△17	△184
当期末残高	6,452	6,452	△966	199,457	13	199,470

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕治
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 窪寺 信
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 香 西 由起夫 ㊟

常勤監査役 奈良田 徹 ㊟

社外監査役 稲 葉 喜 子 ㊟

社外監査役 東 道 佳 代 ㊟

以 上

(ご参考)

サステナビリティへの取り組み

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance) のESGの視点を経営に取り入れ、さまざまなステークホルダーの皆さまとのつながりの中で社会課題に対応することで、経済的価値と社会的価値をともに創造してまいります。

社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針)、環境方針の策定

きらぼしグループでは、持続可能な地域社会の形成に貢献すべく、2019年5月に「東京きらぼしフィナンシャルグループSDGs宣言」を策定し、グループを通じたSDGs経営の実践に取り組んでおります。

そうした中、広く地域社会や環境の持続的発展への取り組みをさらに深化させるため、新たに「社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)」および「環境方針」を策定しました。

サステナビリティ方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、経営理念に基づく企業活動を通じ、地域社会の持続的な発展への貢献と中長期的な企業価値向上に努めます。また、すべてのステークホルダーとの対話を通じ、情報開示の充実に努めます。

グループ役職員一人ひとりが、お客さまの価値向上に取組み、気候変動や社会的課題への対応に積極的な役割を果たします。

環境方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、本業を通じた経済活動や自らの企業活動において環境問題の解決に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

▶ 事業活動を通じた支援

商品・サービス・情報の提供を通じて、環境問題に取組むお客さまを支援します。

▶ 地域社会の環境保全活動

地域社会と連携しながら、地域の環境保全を推進します。

▶ 関連法令の遵守

環境に関する法令・規則・協定等を遵守します。また、持続可能な社会の実現に向けた社会的要請を企業活動につなげます。

▶ 環境負荷の削減

省資源、省エネルギー、リサイクル等を推進し、事業活動における環境負荷の削減に努めます。

▶ 役職員への啓蒙

企業としての取組みを通じて役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、積極的に環境保全活動に取り組むよう意識の高揚を図ります。

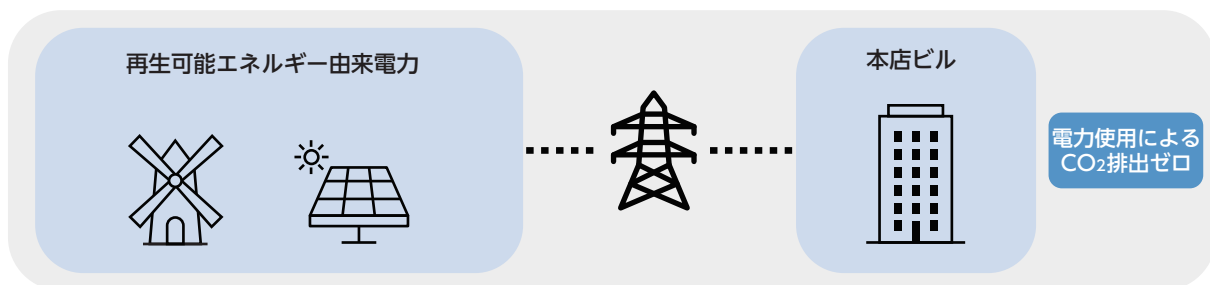
きらぼし銀行本店ビルにおける再生可能エネルギー由来電力への切り替え

2022年6月より、きらぼし銀行本店ビルで使用する電力を非化石証書付き再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えました。木質バイオマス発電所由来の再エネ価値を証書化した「トラッキング付非化石証書」※1を活用した電力の導入により再エネ化を実現します。

この取組みの効果として年間約440トン※2のCO₂排出量を削減することができ、今後他拠点においても、再生可能エネルギーへの切り替えを推進してまいります。

※1 RE100（事業運営に必要な電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的な環境イニシアチブ）に認定されている証書

※2 2021年度電力使用量実績をもとに算出



営業車両の低公害車両への入れ替え

環境への取組みの一環として、2022年4月に、きらぼし銀行の営業車両全台を低公害車両に入れ替え、併せて本店ビル内に電気自動車用の急速充電設備を設置しました。

今後も更なるCO₂排出量削減を目指し、より環境に配慮した低公害車両への入れ替えを検討してまいります。

●きらぼし銀行の低公害車両の導入状況

電気自動車	2台
ハイブリッド車	129台
低燃費ガソリン車	281台

※2022年5月時点



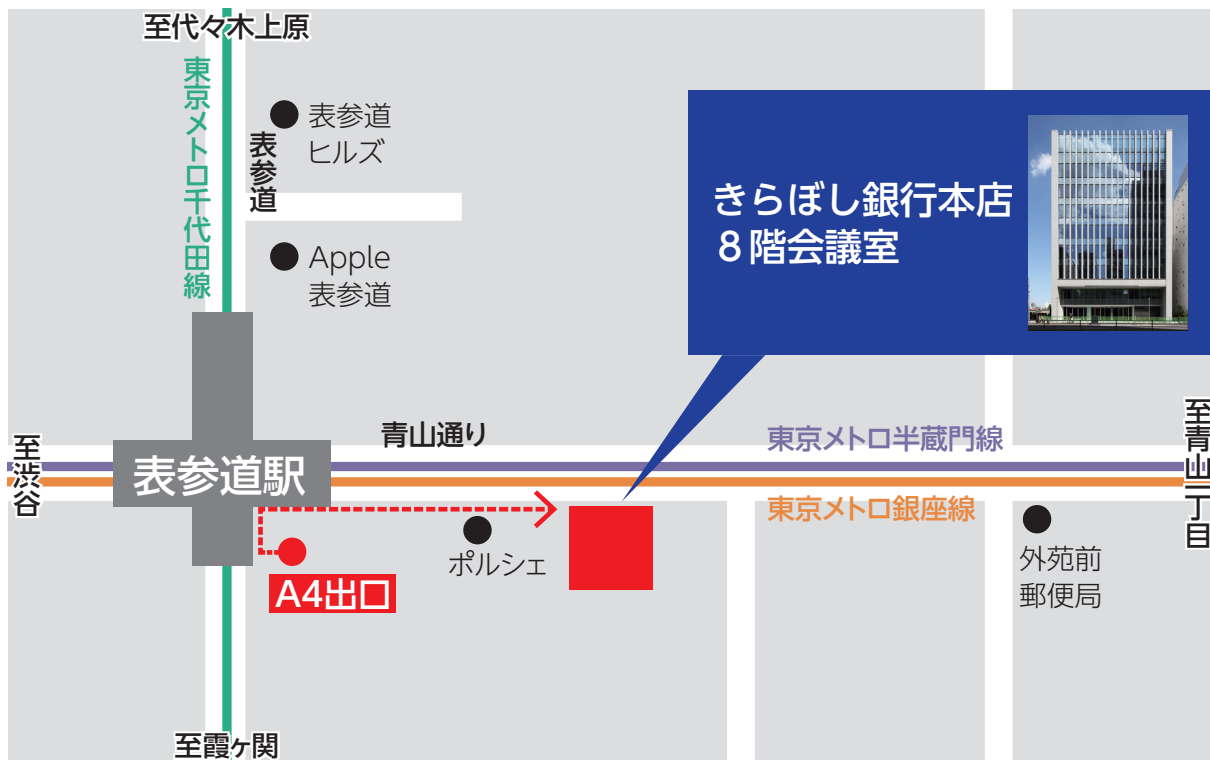
急速EV充電器

第8回定時株主総会 会場のご案内

会場

きらぼし銀行本店
8階会議室

東京都港区南青山三丁目10番43号



交通手段

東京メトロ

●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約3分

ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
経営企画部 TEL 03-6447-5799

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。